

新潟県国民健康保険団体連合会

第 158 回通常総会議事録

令和 7 年 7 月 28 日

自治会館別館「901 会議室」

出席者 本人自らの出席 11 名

委任状による代理出席 10 名

書面議決書による出席 13 名

開 会 午後 1 時 30 分

開 会 宣 言

今井事務局参事が開会宣言を行う。

理事長職務代理者 挨拶

【新潟県国民健康保険団体連合会 理事長職務代理者 品田副理事長】

開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日は公務ご多忙にも関わらず、第 158 回通常総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から本会の業務運営に、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、先月 13 日に年金制度改革関連法が成立、また、同日に骨太方針が閣議決定され、今後の医療保険制度に大きく影響を及ぼす内容が盛り込まれております。

年金制度改革関連法においては、賃金要件や企業規模要件の撤廃などにより、国保の被保険者数が 110 万人減少すると推計されていることに加え、年齢構成が高く、低所得者が多いなどの構造的な問題は一層深刻になると予測されます。

また、骨太方針では、生活保護受給者の医療扶助のあり方の検討などが盛り込まれ、かねてから財務省が主張する生活保護受給者の国保加入が念頭にある中で、今後の検討状況の推移を注視する必要があります。

このような中、本会においては経常赤字の解消と、今後予定される国保総合システム開発経費の財源確保等に向け、6 年度に国保・後期の審査支払手数料を増額改定させていただき、6 年度決算においては、経常赤字が解消され、ICT 積立資産への積み増しをさせていただきました。

引き続き、各種事業の改善強化や経費削減対策等を講じ、適切な事業運営に努めて参りたいと考えておりますので、今後とも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の議案は、令和 6 年度事業報告など、去る 7 月 18 日に開催しました理事会で協議、承認された内容について、ご審議いただくものであります。

後ほど、事務局より説明がありますので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

議 事

【事務局 今井事務局参事】

それでは、次第の 3 議事に移ります。はじめに、本日の出席議員数を報告いたします。議員総数 34 名のうち、本人自らの出席 11 名、委任状による代理出席 10 名、書面議決書による出席 13 名、計 34 名でございます。本日の出席議員数が過半数に達しておりますので、本会規約第 18 条により、本総会は成立しておりますことをご報告いたします。

次に、議長選出となりますが、事務局よりお諮りさせていただきます。総会の議長につきましては、本会規約第 17 条で「出席議員で互選する」となっておりますが、これまでの慣例では理事長又は副理事長が総会議長を務めております。

これより先の議事進行につきましては、理事長職務代理者である品田副理事長にお願いしたいと存じますが、皆様のご賛同をお願いいたします。

(「異議なし」の声)

【事務局 今井事務局参事】

ありがとうございます。異議なしの声をいただきました。それでは、品田副理事長、議事進行よろしくをお願いいたします。

【議長 品田副理事長】

それでは、ご指名をいただきましたので、議長を務めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、議事録署名議員の選出についてお諮りいたします。差し支えなければ、私から指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田副理事長】

ご異議がないようでありますので、私から指名をさせていただきます。十日町市の関口市長さん、弥彦村の本間村長さんのお二人を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、議案審議に入ります。議案第 1 号「新潟県国民健康保険団体連合会役員補充選任の承認について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

事務局長の石井です。

日頃から本会の事業運営につきまして、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。また、本日は大変ご多用に関わらずご参集いただきお礼申し上げます。

議案のご説明ですが議案書は分量がございますので概要版を作成しましたので、こちらで説明させていただきます。

お手元に当日配布資料「第 158 回通常総会（概要版）」をご用意願います。

それでは1ページをお開き下さい。

議案第1号「新潟県国民健康保険団体連合会役員補充選任の承認について」ご説明します。

本会理事長をお努め頂いておりました二階堂新発田市長をはじめ、記載の皆様がご退任され、各関係団体よりご推薦頂いた皆様に理事を委嘱しました。

以上で説明を終わります。

【議長 品田副理事長】

只今、事務局から説明のありました議案第1号につきまして、ご意見・ご質問がございましたら発言をお願いします。

(意見・質問なし)

【議長 品田副理事長】

ご質問等ないようでありますので、議案第1号「新潟県国民健康保険団体連合会役員補充選任の承認について」原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田副理事長】

異議なしと認め、原案どおり決定をさせていただきます。

次に、議案第2号「専決処分の承認について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

2ページをお開き下さい。

議案第2号「専決処分の承認について」ご説明します。

こちらは二階堂理事長より理事長専決処分をいただいた案件でございます。

主なもの、額の大きいものを説明します。

(1) 令和6年度各会計歳入歳出予算の補正について3月17日に専決処分いただいたものは、3月末に予定外の退職者が生じ、退職手当支払いのため一般会計と各特別会計の業務勘定において役職員退職手当特別会計への繰出金の増と繰出すための予備費の減です。

役職員退職手当特別会計では今程の退職者が生じ他会計からの繰入金及び積立繰入金の増と、退職金支払による増です。

3月28日にいただいたものは特定健診・特定保健指導等事業特別会計の後期高齢者健康診査支払勘定で健康診査の支払額見込み違いによる支払額の増でございます。

3ページをご覧下さい。

(2) 令和7年度各会計歳入歳出予算の補正についてご説明します。

一般会計において国の「介護人材確保、職場環境改善事業」を県が実施するため、県から関係事務の新規事業受託に伴う事業費等の増です。

後期高齢者事業関係業務特別会計の業務勘定は3月末の予定外の退職による職員減を人材派遣でカバーするため人件費を委託費へ予算組替するための補正でございます。

以上で説明を終わります。

【議長 品田副理事長】

今今、事務局から説明のありました議案第 2 号につきまして、ご意見・ご質問がございましたら発言をお願いします。

(意見・質問なし)

【議長 品田副理事長】

ご質問等ないようでありますので、議案第 2 号「専決処分の承認について」原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田副理事長】

異議なしと認め、原案どおり決定をさせていただきます。

次に、議案第 3 号「令和 6 年度新潟県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

4 ページをお開き下さい。

議案第 3 号「令和 6 年度新潟県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について」ご説明します。

「保険者の共同体」としての責務を認識し、保険者の信頼と負託に応えるべく事業に取り組み、また、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき審査基準の統一化、国保総合システムの更改を進めてまいりました。続いて重要課題の報告です。

一つ目の丸の「財政運営」です。

令和 6 年度は①経常的収支赤字の改善をはじめ記載の三つの理由から「国保・後期高齢者の審査支払手数料」を引上げさせていただき、厚労大臣の承認を得た積立計画に基づき、ICT 積立資産への積立を行い健全かつ安定的な財政運営と、今後予想される歳出の増加に備えた対策を講じました。

二つ目の丸の国保総合システム等の更改は記載の表のとおりシステム更改が二段階で計画され、第一段階は令和 6 年度に完了し、第二段階の「審査領域の共同利用」は、政府での「医療 DX の取組との関係」や「開発財源の確保等」の課題があり、現在、システムのモダン化、AI 活用を含む基本方針取りまとめに向け調整中であります。

次の丸の「重点事項の主な取組」では事業計画で掲げた重点事項の主なものをご説明します。

1 国保総合システムの安定稼働及び各種システムのクラウド化等に向けた適切な対応は、安定稼働とクラウド環境移行に向け国保中央会等と連携し取り組みました。

2 保険者が行う保健事業への支援における特定健診と特定保健指導に対する支援事業では、民間事業者との協働により取り組み、一定程度評価できる結果が出ており今後も検証を進めてまいります。

5 ページをご覧下さい。

3 保険者ニーズを反映した共同事業の拡充及び円滑な実施は県、各保険者と連携しニーズを反映した記載の各種事業を推進しました。

4 診療報酬等の審査及び支払業務の充実・強化では画面審査システムの活用に加え、柔道整復療養費適正化に向け国通知に基づき「面接確認委員会」を審査会に新設しました。

5 後期高齢者医療広域連合受託業務の円滑な運営での電算事務サポート業務では本会が有する電算関係業務の知見を活かした支援を実施しました。

6 県受託事業の円滑な実施ではナッジ理論を活用した未受診者勧奨の効果検証事業等を始め各種事業で協力をしております。

次の丸の表は国民健康保険の被保険者数の状況です。

令和6年度末時点で、被保険者数は約39万2千人、前年度から約2万1千人減少し対前年比94.78%、5.22%減となっております。

資料には記載していませんが、先の通常国会にて成立した年金制度改正法では、社会保険加入要件で「賃金要件」は3年以内に、「企業規模要件」は令和17年までに撤廃され、更に減少することが想定されます。

続いての「国民健康保険事業改善強化運動の推進」は国保制度の基盤強化、財政強化等に向けた「国保制度改善強化全国大会」は昨年度、11月15日に開催され、次ページの12項目を決議し、大会終了後、衆参合わせ10名の県選出国會議員に陳情、要請を行いました。

以上で簡単ではございますが、「令和6年度事業報告について」説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長 品田副理事長】

只今、事務局から説明のありました議案第3号につきまして、ご意見・ご質問がございましたら発言をお願いします。

(意見・質問なし)

【議長 品田副理事長】

ご質問等ないようでありますので、議案第3号「令和6年度新潟県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について」原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田副理事長】

異議なしと認め、原案どおり決定をさせていただきます。

次に、議案第4号「令和6年度新潟県国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出決算の認定について」議案第5号「令和6年度新潟県国民健康保険団体連合会財産目録の認定について」の2議題につきまして、関連がありますので一括して事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

7ページをお開き下さい。

議案第4号「令和6年度新潟県国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出決算の認定について」ご説明します。

初めに本会会計の構成をご説明します。

本会会計は、一般会計と7つの特別会計で構成され、第三者行為損害賠償求償事務及び役職員退職手当の2つの特別会計を除く各特別会計は、各会計の事務経費を取り扱う「業務勘定」と、診療報酬・

介護給付費等を取り扱う「支払勘定」があります。

支払勘定は、保険者から受領した金額をそのまま医療機関、介護事業所等に支払う、いわゆる「トンネル勘定」で、収支差引残は基本的に生じないため、説明は割愛させていただき 8 ページに合計金額のみ記載しています。

ここでは、負担金・手数料の算出基礎となる一般会計及び各特別会計の業務勘定の決算状況①をご説明します。

はじめに一般会計です。

この会計は保険者から会費としてご負担いただく第一種負担金が主な財源で、本会の会務運営費及び保険者の保健事業を支援する保健事業費を計上する会計です。

予算現額約 4 億 5,000 万円、収入済額は約 4 億 4,100 万円、支出済額は約 2 億 3,300 万円、収支差引残額の約 2 億 700 万円は全額翌年度へ繰越しさせていただき、実質収支から前年度分を差し引いた単年度収支は約 210 万円の黒字でありました。

主な要因は、予定していたシステム改修等が不要となり、減価償却引当資産への繰入金が減となり、併せて委託料も残となり、予備費充当が不要による残でございます。

続きまして「診療報酬審査支払特別会計」です。この会計は国保の診療報酬審査支払業務・共同事務処理等の事務費勘定で、主な財源は保険者から頂く審査支払手数料等です。

予算現額約 14 億 7,700 万円、収入済額・支出済額の差引残額の約 2 億 6,300 円は全額翌年度へ繰越し、単年度収支は約 520 万円の収支赤字でした。

主な要因は後発医薬品差額通知書等の各種通知書の作成枚数の過大見込みによる委託料等の減と、共同事業手数料収入の減と、システム改修等が不要となり減価償却引当資産への積立金繰入の減等です。

歳出は育児休業者が生じ人件費等の残と保険者間調整療養費の見込過大による諸支出金の残、予備費は充当不要による残でした。

続いて「後期高齢者医療事業関係業務特別会計」です。

この会計は後期高齢者医療に係る審査支払業務及び、広域連合からの受託業務の事務費勘定で、主な財源は広域連合から頂く審査支払手数料等です。

予算現額約 14 億 9,100 万円、収入済額、支出済額の差引残額は約 4,300 万円で全額翌年度に繰越し、単年度収支は約 1,800 万円の収支赤字でした。

主な要因は取扱件数の見込み過大による診療報酬審査支払手数料の減、システム改修が不要となり、減価償却引当資産への積立金繰入額が減となりました。歳出は従事職員の減と育児休業者が生じたための人件費等の残とシステム運用費の減に伴う委託料の減等です。

続いて「介護保険事業関係業務特別会計」です。

予算現額約 3 億 8,900 万円、収入済額、支出済額の差引残額約 1 億 2,000 万円は全額翌年度へ繰越し、単年度収支は約 1,000 万円の収支赤字でした。

主な要因は取扱件数の見込過大によるケアプランライセンス料の減と、歳出はシステム改修等が不要による委託料の残と予備費充当不要による残です。

続きまして「障害者総合支援法関係業務特別会計」でございます。

予算現額約 8,100 万円、収入済額、支出済額の差引残約 950 万円は翌年度全額繰越し、単年度収支は約 86 万円の収支赤字でした。

続きまして、「特定健康診査・特定保健指導業務特別会計」です。

予算現額約 1 億 6,300 万円、収入済額、支出済額とも約 1 億 5,600 万円で、収支差引残額、単年度

収支ともにありませんが、この会計は毎年度赤字会計で繰越金もなく、不足分を一般会計より繰入れ運営し、令和 6 年度は約 2,400 万円を繰入しております。

続きまして、「第三者行為損害賠償求償事務」と「役職員退職手当」の 2 つの特別会計はともに収支差引残額、単年度収支ともに 0 円です。

8 ページをお開き下さい。

決算状況②は支払勘定の決算状況で、基本的に収支差引残が生じないと説明しましたが、今回 36 万円程の差引残が発生しています。

内訳は「公費負担医療」の約 1 万 6,000 円は、指定公費分で国から概算交付され、残額は繰越し国に返還し、残り約 35 万円は医療機関開設者が亡くなり、相続人が決定せず、繰越し相続人が決定次第支払う予定です。

7 ページで説明した業務勘定の決算状況①と支払勘定の決算状況②を合算した決算総合計は予算現額 7,766 億 1,343 万 2,000 円に対し記載の歳入・歳出合計額を差し引いた 6 億 4,610 万 6,686 円を全額繰越しさせていただきます。

なお、単年度収支は 3,260 万 1,551 円の収支赤字で、記載ございませんが、昨年度決算と比較し、繰越額は約 3,200 万円減少しておりますが、単年度収支赤字は約 1 億円から約 3,200 万円に縮小しております。

今回の収支赤字は年度末の決算見込みに基づき ICT 積立資産への積立を行った結果、収入となる令和 7 年 3 月の診療報酬が見込みより低く生じたもので、若干積み過ぎたことによるもので、昨年度の収支赤字とは性質が異なるものです。

続いて、令和 6 年度の手数料引上げによる影響を記載しております。

令和 5 年度と 6 年度で比較し、国保・後期会計ともに収支赤字が大幅に縮小し、ICT 積立資産も増加し財務状況が改善しています。

続いて「令和 6 年度決算における実費弁償判定結果について」ご報告します。

はじめに実費弁償判定をご説明します。

国保連合会は法人税法上の公益法人等に位置付けられ、収益事業（審査支払事業等）を行う場合、法人税課税対象となり、具体的には審査支払事業など手数料収入が、必要経費（支出）を超え生じた剰余は翌年度手数料から減額（控除）するものです。

判定結果は令和 6 年度決算において複式簿記上の計算では、約 5,000 万円のマイナスとなり、剰余は発生していないと判定し、そのため令和 7 年度手数料から控除はないことをご報告します。

なお、この判定結果は外部検査を依頼している税理士法人小川会計からも検査を受け適正である旨の報告をいただいております。

議案第 5 号「令和 6 年度新潟県国民健康保険団体連合会財産目録の認定について」ご説明します。

9 ページをご覧ください。本会積立資産の一覧です。

表一番下段の合計欄をご覧ください。

令和 5 年度末保有額約 24 億 1,200 万円に対し、令和 6 年度増減により令和 6 年度末現在残高は約 27 億 9,700 万円で、前年度比較で約 3 億 8,500 万円増額し、そのうち約 3 億 2,000 万が ICT 積立資産です。

これら積立資産は第四北越銀行と大光銀行へ預け入れし管理しております。

次の丸の表は約 27 億円の積立資産の預金種別、預金額、比率になり、昨年度の税制改正により洗替方式が撤廃されたことにより 1 年以上の保有が可能となったことから全体の 50%ほどを 2 年満期の国債で保有しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長 品田副理事長】

事務局の説明が終わりましたが、先般、監事の方から監査をしていただいておりますので、監事である十日町市の関口市長さんから監査結果の報告をお願いします。

【関口監事】

それでは、監査報告をいたします。365 ページをご覧ください。国民健康保険法施行令第 23 条第 1 項の規定により審査に付された「令和 6 年度新潟県国民健康保険団体連合会事業執行状況」及び「一般会計、各特別会計歳入歳出決算」並びに「財産管理状況」について、去る 6 月 20 日に関係者から説明を聴取するとともに、関係帳簿並びに証拠書類に基づいて監査を行った結果、いずれも適正かつ正確に処理されていたことを報告いたします。

【議長 品田副理事長】

有難うございました。只今、事務局から議案第 4 号及び議案第 5 号の説明、関口十日町市長さんから監査結果の報告をしていただきましたが、ご質問等がございましたらご発言願います。

(意見・質問なし)

【議長 品田副理事長】

ご質問等ないようでありますので、議案第 4 号「令和 6 年度新潟県国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 5 号「令和 6 年度新潟県国民健康保険団体連合会財産目録の認定について」の 2 議題につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田副理事長】

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

次に、議案第 6 号「令和 7 年度新潟県国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出予算の補正について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

10 ページをお開き下さい。

議案第 6 号「令和 7 年度新潟県国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出予算の補正について」ご説明します。

一般会計を含む 8 会計、8 勘定での補正をお願いするものでございます。

主な内容として一般会計の歳入は 6 年度決算確定に伴う繰越金の減、消費税確定に伴う還付による諸収入の増、歳出での常務理事報酬改定・配置職員変更に伴う人件費の増は常務理事報酬を県人事委員会勧告に基づく給与表改定と併せ報酬根拠を明確化したこと、第三者行為求償事務の配置人員の所属変更に伴うものです。

また、この 7 月末に予定外の職員の退職による役職員退職手当特別会計への繰出金の増でございます。

以下、他の特別会計も一般会計と同様に、消費税確定に伴う還付、支払税額の増減、職員退職に伴う退職手当特別会計への繰出しによる補正をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議長 品田副理事長】

只今、事務局から説明のありました議案第 6 号につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

(意見・質問なし)

【議長 品田副理事長】

ご質問等ないようでありますので、議案第 6 号「令和 7 年度新潟県国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出予算の補正について」、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田副理事長】

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

次に、議案第 7 号「新潟県国民健康保険団体連合会役員の改選について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

11 ページをご覧ください。

議案第 7 号「新潟県国民健康保険団体連合会役員の改選について」ご説明します。

この 7 月末日の役員任期満了に伴い、県市長会、県町村会、国保組合協議会から記載の皆様のご推薦を頂き、学識経験者理事は堂前新潟県医師会長、須貝常務理事の再任をお願いするものです。

任期は令和 7 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日までの 2 年間となります。

以上で説明は終わります。

【議長 品田副理事長】

只今、事務局から説明のありました議案第 7 号につきまして、何かご意見等がございましたら発言をお願いします。

(意見・質問なし)

【議長 品田副理事長】

特段ないようでありますので、議案第 7 号「新潟県国民健康保険団体連合会役員の改選について」報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田副理事長】

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、全議案の審議が終了いたしました。折角の機会でございますので、皆さまから何かございましたらご発言いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

【事務局 石井事務局長】

国保中央会から「国保総合システムの更改の状況について」報告がありましたので説明します。

お手数ですが右上のその他資料で表題が「国保総合システムの更改の状況について（報告）」をご用意1ページをお開き下さい。

本会の2月総会で国保中央会からの令和7年1月31日付の状況を報告しましたが今回は7月7日付の報告です。

要約しますと、1と2は前回と同じ内容ですが、前回3では「医療DXの取組の関係、開発財源の課題からシステム開発のための要件定義の作業に入れず、厚労省へ基本的な考え方を伝え今後の進め方を相談している」とのことでしたが、今回は「三者で課題を検討したうえで開発に取り組む」とし、4で国保中央会として国保総合システム更改の第2段階の開発では、

- ①国庫補助をできるだけ確保し、負担可能な額となること
- ②保険者への提供するサービスレベルの維持・向上の確保
- ③システム保守運用費の逡減

の3点を実現する観点から「システムのモダン化の実施」や「AI活用」等を内容とする「基本方針」の取りまとめに向け調整を進めているとのこと。

今後できるだけ早期に三者で基本方針をとりまとめ説明できるよう努力していくとのこと。

以上で報告を終わります。

【議長 品田副理事長】

只今、事務局からの報告につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

【議長 品田副理事長】

その他、何かありますでしょうか。

(意見・質問なし)

【議長 品田副理事長】

特にないようでありますので、以上をもちまして、議事を終了させていただきます。

皆様のご協力により、本日提案いたしました案件すべてご承認いただきましたことに感謝を申し上げます、議長の責めを終わらせていただきます。

大変、有難うございました。

閉 会

【事務局 今井事務局参事】

ありがとうございました。また、皆様におかれましては長時間にわたるご審議、大変お疲れ様でございました。

それでは、最後になりますが、渡辺副理事長が閉会のご挨拶を申し上げます。

【渡辺副理事長】

閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は大変お忙しい中、多くの皆様からご出席いただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

また、本日提案いたしました案件につきまして、ご承認いただき、重ねてお礼申し上げます。

昨今の少子高齢化、人口減少等により、医療保険制度を取り巻く状況は大きな変革期にある中、本会といたしましては、変化に的確に対応し、保険者の共同体として、皆様の負託に応えるよう引き続き取り組んで参りますので、皆様方の変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

閉会 午後2時10分

ここに会議の顛末を録し署名いたします。

令和 7 年 9 月 25 日

議 長

品田 宏夫 

令和 7 年 9 月 10 日

署名議員

関 口 芳史 

令和 7 年 9 月 16 日

署名議員

本間 芳之 